

# 最近における外国人技能実習生の労働条件確保のための監督指導及び送検の状況

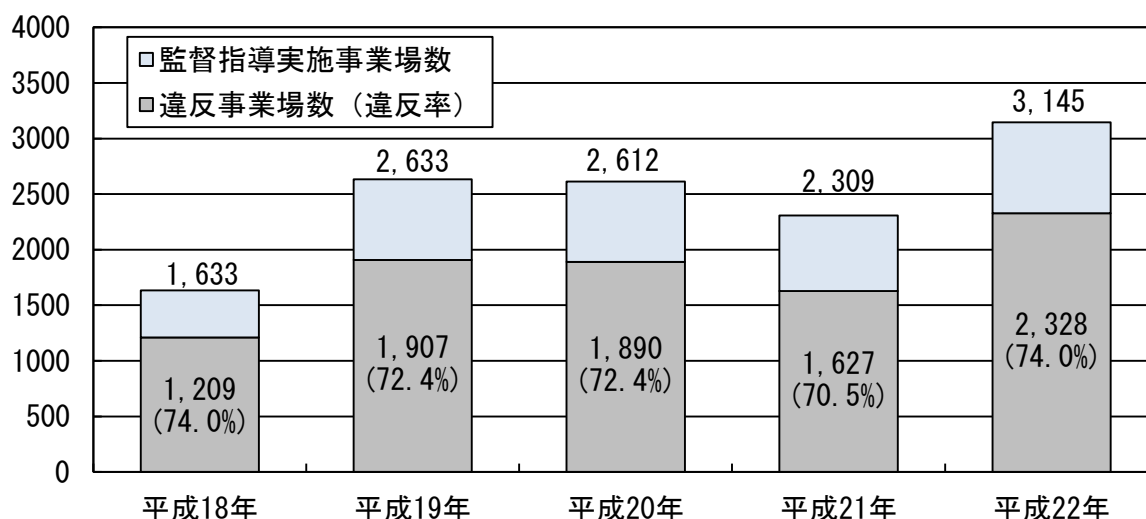
労働基準局においては、外国人技能実習生の適正な労働条件の確保に重点的に取り組んでいるところであり、全国の労働基準監督機関において、平成22年に実習実施機関に対し3,145件の監督指導を実施し、このうち74.0%に当たる2,328件で労働基準関係法令違反が認められ、外国人技能実習生に係る重大又は悪質な労働基準関係法令違反により18件の送検を行ったところである。

特に平成22年においては、改正出入国管理及び難民認定法が施行された7月以降を中心として積極的に監督指導を行い、適正な労働条件の確保に向けて取り組んだところであるが、依然として問題が認められることから、今後とも、事業主に対する法令の周知徹底を図るほか、積極的に監督指導を実施し、指導に従わないあるいは法違反を繰り返すなどの事業場に対しては送検を行うなど厳正に対応していくこととしている。

## 1 監督指導状況

(1) 平成18年以降において、労働基準監督機関が実習実施機関に対し監督指導を実施した事業場数及び違反事業場数は次のとおりである。

<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



(2) 平成22年における主な違反内容は次のとおりである。

主な違反内容	違反事業場数 (違反率)
労働時間 (労働基準法第32条)	929 (29.5%)
割増賃金不払 (労働基準法第37条)	690 (21.9%)
賃金不払 (労働基準法第24条)	406 (12.9%)
労働条件の明示 (労働基準法第15条)	405 (12.9%)
寄宿舎関係 (労働基準法第96条)	309 (9.8%)
安全衛生関係 (労働安全衛生法関係)	1337 (42.5%)
最低賃金 (最低賃金法第4条)	174 (5.5%)

(3) 平成 22 年における監督指導事例には次のようなものがあった。

**事例：効果的な臨検監督により割増賃金の不足額が支払われたもの**

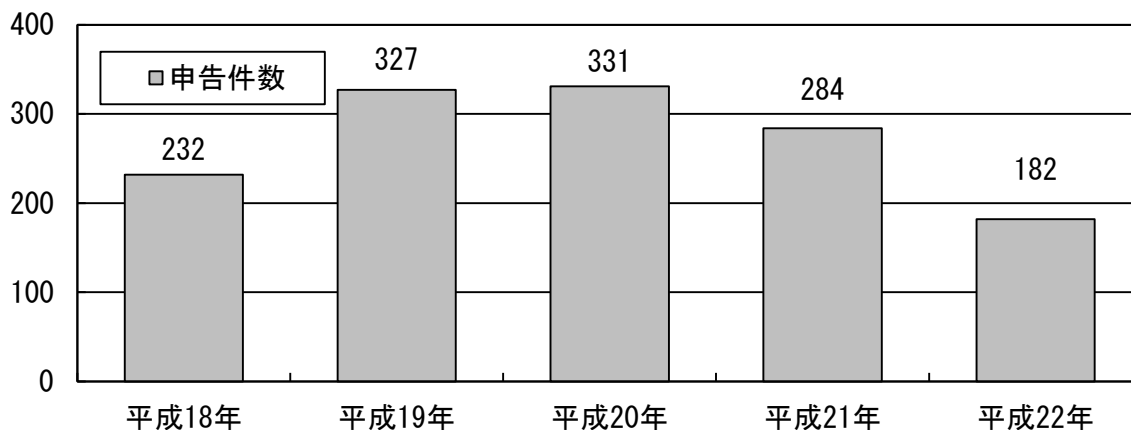
【繊維製品製造業務に従事している外国人技能実習生から、割増賃金に係る情報提供が匿名でなされた事例】

前日に、夜間の労働実態の確認のため工場を内偵し、夜間も操業していることを確認の上、臨検監督を実施した。

使用者は時間外労働を行わせていないと否定したが、外国人技能実習生に直接確認し、時間外労働を行っているとの証言をとったほか、前夜に就業実態を現認した上で再度使用者に尋問したところ、外国人技能実習生 3 名に対し、時間外労働を行わせていること、時間額 500 円しか支払っていないことを認め、法定の割増賃金を支払わなかった（労働基準法第 37 条違反）事実が確認されたため、使用者に対して是正勧告を行い、不足額約 100 万円が支払われたもの。

## 2 申告状況

(1) 平成 18 年以降において、労働基準監督機関に対して外国人技能実習生から労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告件数は次のとおりである。



(2) 平成 22 年における主な申告事項は次のとおりである。

主な申告事項	申告事項別の申告件数
賃金不払（労働基準法第24条、第37条等）	175
最低賃金（最低賃金法第4条）	21
解雇の予告等（労働基準法第20条等）	8

<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の合計と申告件数とは一致しない。

(3) 平成 22 年における申告処理事例には次のようなものがあった。

**事例 1：申告監督により割増賃金及び最低賃金の不足額が支払われたもの**

【繊維製品製造業務に従事している外国人技能実習生 3 名から、賃金不払い及び割増賃金に係る申告がなされた事例】

申告を受け、臨検監督を行ったところ、使用者は、基本給は 12 万円、時間外労働については法定の割増賃金 870 円を支払っていると主張した。

しかし、虚偽の陳述は労働基準法第 101 条及び 120 条により処罰の対象になる旨教示した上で、再度、割増賃金の支払いの実態について尋問したところ、使用者から、過去 2 年の間、基本給については 5 万円から 6 万円、割増賃金については時間額 300 円から 450 円しか支払っていないことを記録した書類が提出され、最低賃金額及び法定の割増賃金が支払われていないことが確認されたため、使用者に対し是正勧告を行い、不足額約 300 万円が支払われたもの。

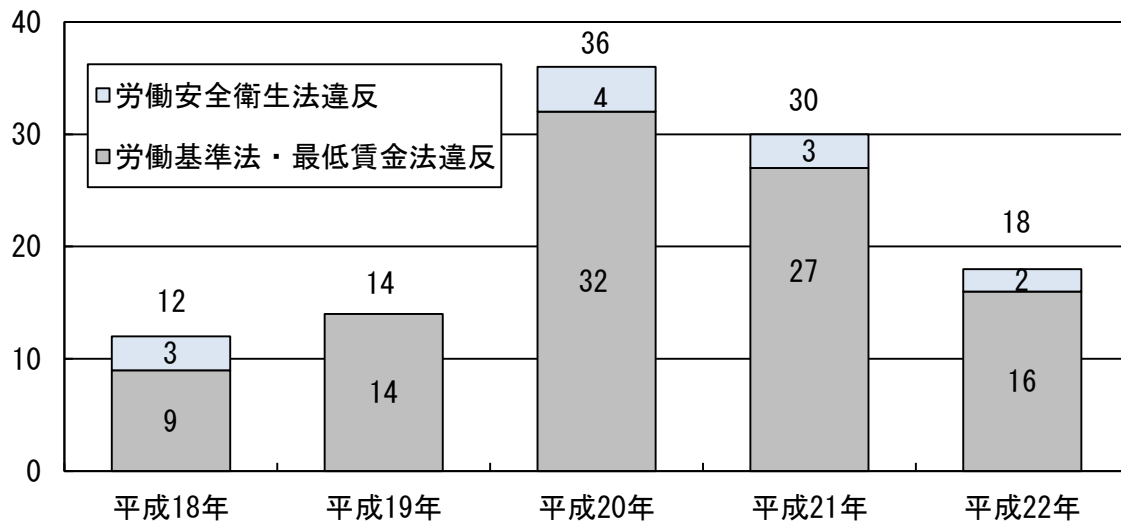
## 事例 2：労災補償や健康管理に係る法違反については是正されたもの

【金属製品製造業務に従事している外国人技能実習生 3 名から労働基準法、労働安全衛生法違反に係る申告がなされた事例】

申告を受け、臨検監督を行ったところ、法定の割増賃金を支払っていないこと、業務上のけがについて療養補償が行われていないこと、定期健康診断が実施されていないこと、溶接作業時に呼吸用保護具を使用させていないこと等が確認されたため、使用者に対し是正勧告を行うとともに、是正について繰り返し指導を行い、法違反が是正されたもの。

### 3 送検状況

(1) 平成 18 年以降において、労働基準監督機関が外国人技能実習生に係る労働基準関係法令違反により送検した件数は次のとおりである。



(2) 平成 22 年における送検事例には次のようなものがあった。

事例 1：過労死事案に係る法定労働時間等違反について、強制捜査を実施し、送検したもの

【金属部品メッキ処理業を営む A 社及び同社代表取締役 B について、外国人技能実習生に係る労働基準法違反の疑いで送検した事例】

本件は A 社で就労していた外国人技能実習生の遺族から、過労死に係る労災保険給付手続きが行われ、長時間労働が疑われたことから、A 社に対し臨検監督を実施し、時間外労働に係る法違反が認められたため送検したもの。

なお、被疑者 B に対して、同技能実習生の残業時間等を記録した帳簿等の提出を求めたところ、虚偽の内容が記載された賃金台帳等の提出が行われたため、A 社の事務所等に対し強制捜査を実施した。

〔違反事実〕

労働基準法第 32 条違反：3 か月の間、同技能実習生 1 名に、時間外労働に関する協定の範囲を超えて時間外労働を行わせていたもの。

労働基準法第 37 条違反：同期間中、外国人技能実習生 3 名に対し、時間外労働のうち 1 か月につき 20 時間を超えるものについては時間額 400 円しか支払わず、法定の割増賃金を支払わなかったもの。

労働基準法第 109 条違反：実際の退勤時間を記録したタイムカードと賃金台帳を破棄し、虚偽の退勤時間を記録したタイムカードと虚偽の賃金額等を記載した賃金台帳を作成したもの。

事例 2：最低賃金法等違反について、証拠物の提出に応じなかったため、強制捜査を実施し、送検したもの

【縫製業を営む A 社、B 社及び A 社、B 社の代表取締役 C 等について、外国人技能実習生に係る最低賃金法違反及び労働基準法違反の疑いで送検した事例】

本件は労働基準関係法令違反の存在をうかがわせる投書を契機として、A 社に対し臨検監督を実施し、賃金に関する重大な法違反が疑われる状況の下で、出勤簿等の提示を求めたが応じなかったため、証拠の隠匿のおそれもあったことから、悪質と判断し、強制捜査を実施の上、労働基準関係法令違反を確認し送検したもの。

なお、A 社と代表者が同じ B 社においても同様の法違反が認められたため同様に送検した。

〔違反事実〕

最低賃金法第 4 条違反：外国人技能実習生 6 名に対し、1 か月の労働時間が月 243 時間までは 60,000 円、243 時間を超えた時間については時間額 400 円と最低賃金額を下回る額で毎月の賃金が支払われていたもの。

労働基準法第 32 条違反：約 11 か月の間、同技能実習生に対し、時間外労働に関する協定の範囲を超えて時間外労働を行わせたもの。

労働基準法第 35 条違反：休日労働に関する協定の範囲を超えて休日労働を行わせていたもの。

労働基準法第 104 条の 2、同法第 120 条違反：労働基準監督官に対し、事実を隠蔽するために虚偽の出勤簿及び賃金台帳を提出したもの。

事例 3：賃金台帳について二重に管理して、割増賃金不払いをした事例について送検したもの

【婦人用下着の製造業を営む A 社及び同社代表取締役 B について、外国人技能実習生に係る労働基準法違反の疑いで送検した事例】

本件は外国人技能実習生からの申告に基づき A 社に対し臨検監督を実施したところ、労働基準法違反が認められたが、被疑者 B は、行政からの法違反の指摘を免れるべく同技能実習生に口止めをし、また、時間外労働と休日労働の時間数及び割増賃金額を賃金台帳に記載せず別のノートで管理していたことが判明したため、悪質と判断し送検したもの。

〔違反事実〕

労働基準法第 37 条違反：6 か月の間、技能実習生 5 名に対し、合計 2,309 時間の時間外労働及び合計 360 時間の休日労働をさせたにもかかわらず、時間額 400 円しか支払わず、法定の割増賃金を支払わなかったもの。

事例 4：労働者が墜落するおそれがある場所に係る危険を防止するための必要な措置を講じなかった事例について送検したもの

【解体業を営む A 社及び同社取締役 B について、技能実習生に係る労働安全衛生法違反の疑いで送検した事例】

本件は工場建屋の解体工事現場において、工場の屋根にふかれたスレート板を撤去する作業を行わせるに当たり、踏み抜きによる危険を防止するための措置が講じられていなかったため、外国人技能実習生が上記屋根のスレート板を踏み抜いて墜落し、死亡するという重大な結果を招いたと判断し、送検したもの。

〔違反事実〕

労働安全衛生法第 21 条違反：作業箇所は高さ 7.1 メートルのスレート葺き屋根上で、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、歩み板を設け、防網を張る等の踏み抜きによる危険を防止するための措置を講じなかったもの。

事例 5：作業内容変更時に必要な安全教育を行わなかった事例について送検したもの

【鋼材加工・販売業を営む A 社及び同社課長 B について、外国人技能実習生に係る労働安全衛生法違反の疑いで送検した事例】

本件は技能実習生に対し、安全教育が行われていなかったことから、同技能実習生が作業中に、穴あけ機械のドリルを動かしたまま、当該機械の作業台から加工済みの鉄板を取り外すという危険な行為を行った結果、ドリル部に作業着が巻き込まれ、右腕を切断するという重大な結果を招いたと判断し、送検したもの。

〔違反事実〕

労働安全衛生法第 59 条違反：被疑者 B は、A 社の安全衛生の責任者であるが、技能実習生の担当作業を変更したにもかかわらず、作業内容変更時に、労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について教育を実施しなかったもの。